大阪府立成人病センター整備事業

業務要求水準書（案）

（Ⅲ　維持管理・利便サービス業務編）

参考資料 9

平成 23 年 11 月 22 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

≪　目　　次　≫

Ⅲ　維持管理・利便サービス業務要求水準：参考資料

現成人病センターでは、以下の委託業務を実施している。新成人病センターでは、施設、設備、数量、体制等が異なるものの、SPC は、現委託業務の仕様書を参考として、業務品質を確保するために同等以上の適切な業務を実施すること。

参考資料 9-1　層流隔離病室システム保守業務　仕様書

仕　様　書

この仕様書は、委託業務の内容を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、本契約の目的とする業務で、軽微なものについては、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で処理するものとする。

1　乙は、次により技術員を派遣して、設備の保守整備を行い、良好な運転状態の保持に万全を期するものとする。ただし、甲が必要と認めるときには、乙と協議の上、保守整備の実施時期を変更できるものとする。

(1)　8 月から 9 月までの間に 3 台分の保守整備を行う。

(2)　2 月から 3 月までの間に残り 3 台分の保守整備を行う。

(3)　保守の対象

① 水平層流型完全無菌病室（滅菌水付き）	6 台
② プレフィルター（625×500×25×3 枚）	6 組
③ 水フィルター（中空糸膜フィルター）	6 本
④ 滅菌水配管キット（内部ホース、エア抜き、シャワーベッド付き）	6 組

2　乙は、前項の定期業務のほか、甲から故障発生の通知を受けたときには、遅延なく技術員を派遣して、迅速に保守整備を行い、故障部分の復旧に努めなければならない。

3　乙は、第 1 項の保守業務を行うに当たり、派遣する技術員及び工程を事前に甲に通知し、甲の承認を受けなければならない。

参考資料 9-2　ＲＩ排水処理システム保守業務　仕様書

仕　様　書

1　乙は、別紙の保守整備実施要領に基づき、次により技術員を派遣して保守整備を行い、ＲＩ排水処理システムの良好な運転状態の保持に万全を期すものとする。

⑴　年１回の保守整備　　　４月

⑵　年２回の保守整備　　　４月、10 月

⑶　年６回の保守整備　　　４月、　６月、　８月、10 月、12 月、　２月

2　乙は、前項の規定の業務の他、甲から故障発生の通知を受けたときは、遅滞なく技術員を派遣して、迅速に保守整備を行い、故障部分の復旧に努めなければならない。

3　乙は、第１項の保守整備を行うにあたり、派遣する技術員名簿及び工程表を事前に提出し、甲の承認を受けなければならない。

別　紙　保守整備実施要領

この実施要領は、保守整備業務の委託の範囲を示したものであるが、これに記載されていない事項であっても、契約対象物件の良好な運転を保持するため、軽微な部分は契約金額の範囲内で処理するものとする。

1　年１回の保守整備

⑴ 配線類の絶縁測定

①盤内部配線の絶縁測定　②電磁弁の絶縁測定　③電極配線の絶縁測定　④ポンプ配線の絶縁測定

⑤遠方警報盤の絶縁測定

⑵ 表示灯の確認

制御盤及び警報盤のパネルランプの球切れの有無確認、取替

⑶ 薬注ポンプの確認及びストレーナーの清掃

①ポンプの動作確認　　②不良パッキンの取替

⑷ 配管ピット内の確認

配管、配線配管の異常音、発熱、振動、錆等の確認

⑸ 電磁弁の分解整備

汚水電磁弁（8 台分）

⑹ 盤内機器類の確認

ブレーカー、マグネット、タイマー、トランス、リレー、ヒューズ等の異常の有無、発熱・アークの有無の確認

2　年2回の保守整備

⑴ 水中ポンプの確認

①ポンプの動作確認　②ポンプの錆の取替

3　年6回の保守整備

⑴ 制御棒の確認

構内の制御棒の洗浄及び間隔調整

⑵ 電磁弁の確認

電磁弁の動作状況、異常音、リミット等の確認及び注油

参考資料 9-3　防災センター防災監視盤監視業務　仕様書

業　務　仕　様　書

1　目　　的

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、委託者　地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの防災センター防災監視盤監視業務の業務委託の実施に関して、業務の安全かつ確実な実施を確保するため、各種業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2　業務場所

大阪市東成区中道一丁目 3 番 3 号

大阪府立成人病センター

3　施設の概要

(1) 建物

本館　　地下 1 階～地上 6 階（一部 7 階）　延床面積 13,636.15 ㎡

主に管理部門

病院　　地下 1 階～地上 12 階　　　　　　延床面積 36,178.05 ㎡

(2) 診療体制

病床数　500 床

診療科　■がん専門診療科

内科【消化器内科／肝胆膵内科／消化器検診科／呼吸器内科

／血液･化学療法科／ 臨床腫瘍科】

外科【消化器外科／呼吸器外科／乳腺･内分泌外科（乳腺 甲状腺）】

脳神経外科／婦人科／泌尿器科／耳鼻咽喉科（頭頚部外科）／整形外科

／放射線治療科／診療・緩和科（腫瘍精神科）／緩和ケア室

■循環器病専門診療科（心臓疾患、脳卒中等）

内科【循環器内科／脳循環器科】

心臓血管外科（循環動態診療科）／眼　科／脳神経外科

■検診部【消化器検診科／精密診断科（人間ドック）】

■中央手術科

■検査診断科

アイソトープ診療科／放射線診断科／臨床検査科／病理細胞診断科

4　業務時間及び業務従事者の資格

(1) 業務時間は、昼間（午前 8 時 30 分から午後 5 時）については 1 ポストとし、

夜間（午後 5 時から翌日午前 8 時 30 分）については 2 ポストとする。

(2) 業務従事者の資格は次の通りとする。

① 業務に従事する者は、消防法（昭23年法律第186号）に定める消防設備士の免状を有する者または消防法施行規則（昭和23年自治省令第6号）第31条の6第5項に規定する消防設備点検資格者であること。

② 消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件（平成6年11月28日消防庁告示第10号）に規定する本講習または再講習を受講した者

5 業務の内容

(1) 日常業務

日常業務は、成人病センター病院棟における、別表1に掲げる監視盤の終日監視等、点検及び点検結果の報告、異常事態発生時の関係者への通報等とする。

ただし、夜間においては、異常事態発生時に必要に応じて2名のうち1名は、現場に急行するものとする。また、成人病センター本館の監視盤監視等業務従事者（本館機械室当直者）及び電気室当直業務従事者とも緊密な連絡を通り対処するものとする。

なお、別表の備考欄に「非常時の業務」と記載された項目については、次項により対処するものとする。

(2) 非常時の業務

① 火災受信盤の非常警報の発報

火災受信盤に非常警報が表示されたときは、速やかに「火災報」か「非火災報」を確認し、「火災報」の場合は、直ちに非常放送設備により非常放送を行うとともに、関係先及び消防機関等へ通報する。また、火災発見者からの通報によるときも同様とする。

※ 昼間は、機械室・電気室勤務職員、警備員室、施設保全グループ職員等
夜間は、機械室当直者（本館勤務者を含む）、電気室当直者、警備員室
（17：45～翌日9：00までは内科系当直医師へ通報）

通報後は、中央防災盤により非常避難扉の開放、防炎ダンパー作動の確認を行い、誘導灯表示盤の指示による避難誘導を非常放送設備により館内放送する。その場合、成人病センターの自衛消防隊組織の指揮者の指示に従ってこれを行うものとする。

※ 昼間は、マネージャー兼総務・人事リーダー
夜間は、内科系当直医師

② エレベーターの閉じ込め事故及び故障

エレベーターの監視盤に異常表示（インターホーン呼び出し）があり、箱内に閉じ込められた人を確認した場合は、直ちにエレベーター保守業者、電気室及び関係者（施設保全グループ等）に通報する。また、故障の場合も同様とする。

ただし、箱内に閉じ込められた人が、医師の判断により緊急救出が必要と認められた場合は、電気室勤務者と合同して臨機の処置をとるものとする。

③ 廃水処理監視盤、ばい煙監視盤及びガス漏れ監視盤

非常警報が表示されたときは、機械室に通報し、臨機の処置をとるものとする。

④ 医療ガス警報盤

非常警報が表示されたときは、機械室に通報し、臨機の処置をとるものとする。

⑤　ボックスコンベアの運転監視及び故障警報が鳴ったときの処置

ア　ボックスコンベアの運転については、休日（土・日曜、祝日及び年末年始の休日）の午前 9 時に電源スイッチをＯＮにし、運転ランプの点灯を確認する。

イ　午後１時に電源スイッチをＯＦＦにし、運転ランプの消灯を確認する。

ウ　故障警報が鳴り、故障ランプが点灯したときは、運行監視盤をみる。

　その場合、送信側または受信側のランプが点灯している部署を確認し、その部署に連絡を入れてボックスコンベアの様子を見てもらい、軽微なトラブルであればマニュアルに従って復旧してもらう。

エ　点滅している故障部署のランプが消灯せず､運行監視盤の運転ランプが点灯している場合は、電源をＯＦＦにせず運転を続行し午後１時に電源を切る。

オ　点滅している故障部署のランプが消灯せず､運行監視盤の運転ランプが消灯している場合は、直ちに電源スイッチをＯＦＦにし休日明けに施設保全グループへ報告する。

(2) その他業務

①　ＣＰＲ（心肺蘇生）コールの対応

ア　甲の施設では、患者の心肺停止等による容態急変・緊急事態の発生の際に、緊急放送により医師等にその発生を知らせるため「ＣＰＲ（心肺蘇生）コール」行う。

イ　その伝達方法として、患者急変・緊急事態が発生したとき、発見者は防災センターに発生場所を告げた上でＣＰＲコールを要請する。

ウ　要請を受けた防災センターの業務従事者は、ＣＰＲコール受信票に日時、依頼者の所属、氏名、要件を記入した後、直ちに全館放送（非常用放送設備による）を行う。

a.　昼間は３回コール

b.　夜間は１回コール (だたし、21:30～翌日 8:00 間での間は、ＣＰＲコールを行なった後、警備員室（内線 2103）にＣＰＲコールを実施したことを連絡する。

※ 連絡を受け警備員は、各当直内科医師へＰＨＳにより通報する。

エ　この業務に関して、放送設備等の機器の故障または不可抗力により業務遅滞等が発生した場合は、甲は乙に業務上の責任は問わないこととする。

オ　前号④の細部については、甲乙が別途協議して定めるものとする。

②　液体酸素充填の立ち会い

週に１回～2 回、液体酸素の充填（タンクローリー車）に立ち会い、液体酸素タンク　への液体酸素の充填確認を行う。この場合、充填予定日は施設保全グループ職員がその都度事前に連絡する。

別表１

監視盤監視等業務
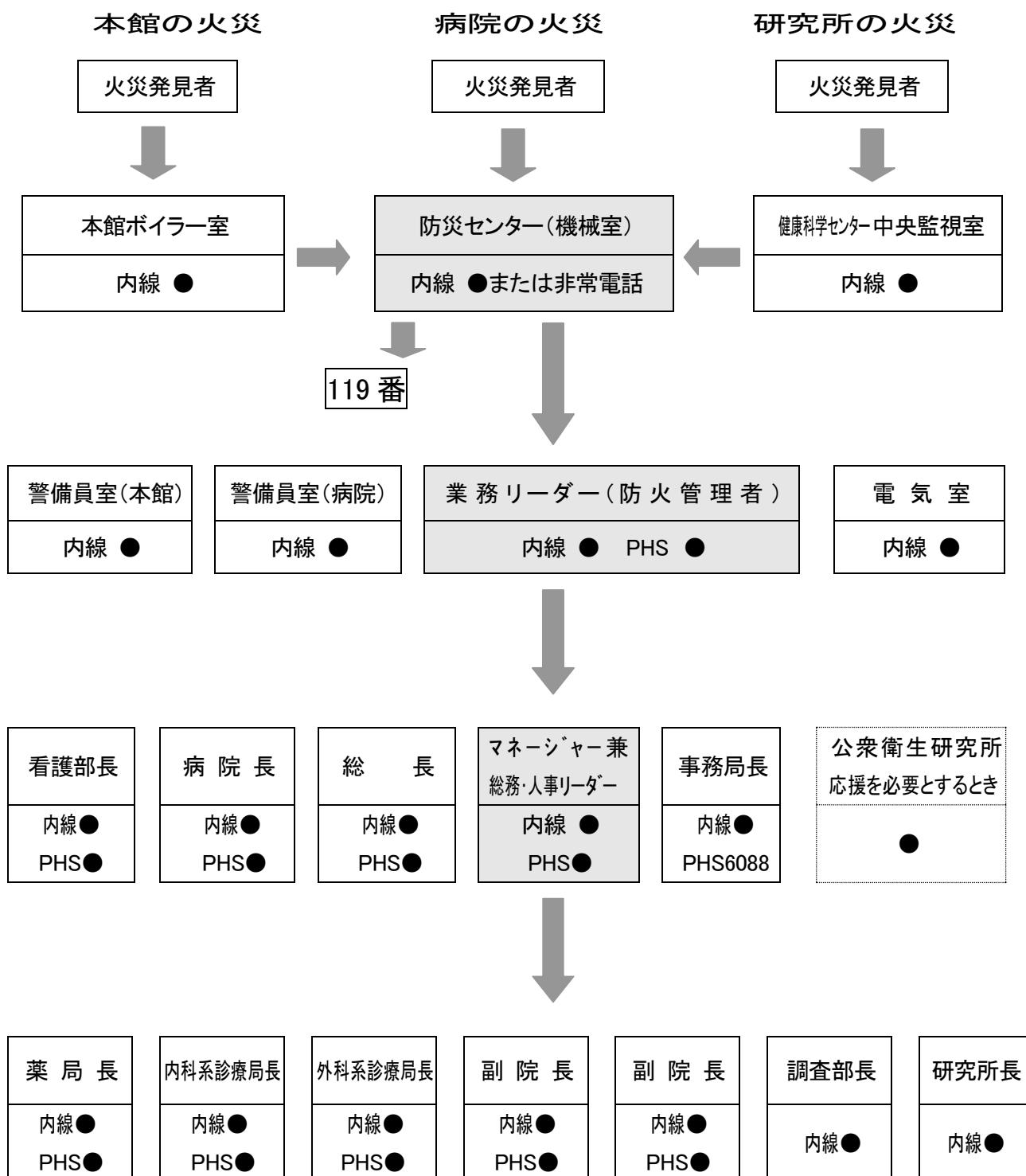
監視盤等の名称	点検内容	異常の場合の通報先	備　　考
誘導灯表示盤	ランプチェック	機械室、警備員室等	非常時の業務
火災受信盤	警報の有無	機械室、電気室、警備員室等	非常時の業務
	ランプチェック	機械室、電気室、警備員室等	月、木曜日のみ
親時計盤	電圧・電流	電気室等	
非常放送盤	ＡＣ、DC 電圧	電気室等	
中央防災盤	電圧	機械室、電気室、警備員室等	
	ランプチェック	機械室、電気室、警備員室等	
消火設備共同制御盤	ランプチェック	機械室、電気室、警備員室等	
医療ガス警報盤	警報の有無	機械室等	非常時の業務
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙＴＶﾓﾆﾀｰ監視盤	異常の有無	警備員室等	１時間毎
エレベーター監視盤	異常の有無（インターホーン呼び出し等）	保守業者、電気室等 ※閉じこめ事故の救出訓練を年 1 回行っているが、二次事故を防ぐため、原則保守業者到着を待つ。	非常時の業務
ガス漏れ監視盤	警報の有無	機械室等	
	ランプチェック	機械室等	月、木曜日のみ
蓄電池設備監視盤（各監視盤用）	電圧、バッテリーの液面低下	電気室等	
液体酸素タンクの残量確認	残量確認	機械室等	1 日 2 回 午前 8 時と午後 10 時
ボックスコンベアの運転監視	仕様書中４の⑵の通り	施設保全グループ	非常時の業務

別表 2

勤 務 時 間 内 通 報 体 制

（火災等の災害発生の場合）

消 防 署（救急車）	119	東成消防署 ●
警　　察	110	東成警察署 ●

本館の火災	病院の火災	研究所の火災
火災発見者	火災発見者	火災発見者
↓	↓	↓
本館ボイラー室 内線 ● →	防災センター（機械室） 内線 ●または非常電話	← 健康科学センター中央監視室 内線 ●

防災センター → 119 番

↓

警備員室（本館）	警備員室（病院）	業 務 リーダー（防 火 管 理 者）	電　気　室
内線 ●	内線 ●	内線 ●　PHS ●	内線 ●

↓

看護部長	病 院 長	総　　長	マネージャー兼 総務・人事リーダー	事務局長	公衆衛生研究所 応援を必要とするとき
内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線 ● PHS●	内線● PHS6088	●

薬 局 長	内科系診療局長	外科系診療局長	副 院 長	副 院 長	調査部長	研究所長
内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線●	内線●
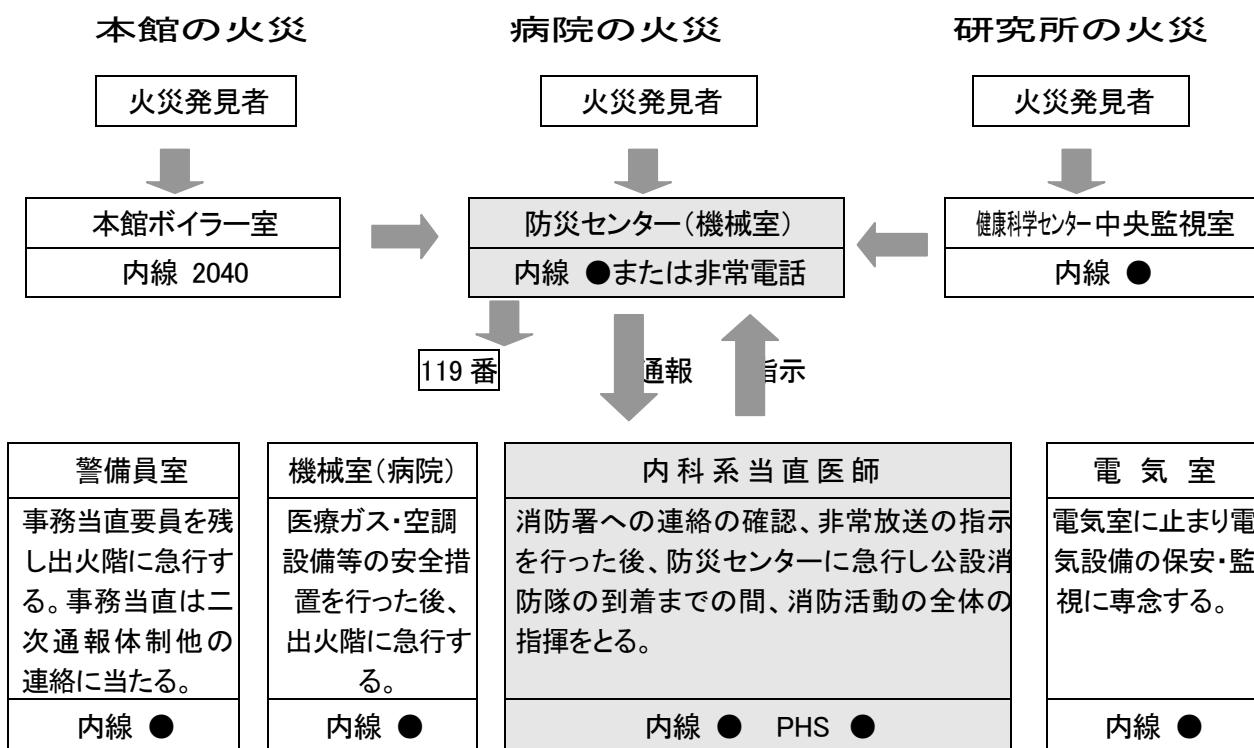
別表３

勤務時間外（夜間・休日）通報体制

（火災等の災害発生の場合）

消 防 署（救急車）	119	東成消防署	●
警　察	110	東成警察署	●

警備員室	機械室（病院）	内科系当直医師	電　気　室
事務当直要員を残し出火階に急行する。事務当直は二次通報体制他の連絡に当たる。	医療ガス・空調設備等の安全措置を行った後、出火階に急行する。	消防署への連絡の確認、非常放送の指示を行った後、防災センターに急行し公設消防隊の到着までの間、消防活動の全体の指揮をとる。	電気室に止まり電気設備の保安・監視に専念する。
内線 ●	内線 ●	内線 ●　PHS ●	内線 ●

他の当直（日直）の役割

※ 非常放送後、直ちに行動を開始する

外科系医師	CCU医師	中央手術科医師	看護師長	手術室看護師	事務日直
出火場所に急行し初期消火、避難誘導の指揮をとる。	出火階の隣接階に急行し避難誘導の指揮をとる。	出火階の直上階に急行し避難誘導の指揮をとる。	出火階に急行し避難誘導に当たる。	出火階に急行し避難誘導に当たる。	二次通報体制他の連絡に当たる
内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●

二次通報体制　連絡員　警備員(休日昼間は事務日直)

→ 業務リーダー　事 務 局 長　事務局次長　マネージャー兼総務・人事リーダー　看 護 部 長

三次通報体制　連絡員　業務リーダー

→ マネージャー兼経営企画リーダー　経営企画リーダー　医事リーダー　薬局長　研 究 所 長　調査部長

マネージャー兼総務・人事リーダー → 総　長　病院長　副院長　診療局長　総務・人事リーダー

看 護 部 長 → 看護副部長

別表４

ＣＰＲ（心肺蘇生）コール

1. ＣＰＲコール要請手順

　患者容態急変・緊急事態の発生

　発見者

　防災センター(●)にＣＰＲコール要請

　“●病棟まで、ＣＰＲコールをお願いします” ２回繰り返す。

　連絡の事実は、防災センター設置の電話機に接続したパソコンに、時刻、発信先内線が記録される。

　防災センター　：　全館緊急放送

＜8:00～21:30＞

“CPR コール、CPR コール、●病棟まで” ３回繰り返す。

＜21:30～8:00＞

夜間は１回コールした後、夜間休日警備員室へ電話連絡。

⇒　連絡を受けた警備員は、直ちに各当直室に電話する。

※　休日の昼間（9:00～17:45）事務日直に連絡

＜平日 8:00-21:30＞

・全医師参集

＜休日・夜間 21:30-8:00＞

・当直医参集（内科、外科、CCU、麻酔科）

・当直看護師長　　・応援可能看護師

2. 各担当者の役割

(1) 発見者　：直ちに防災センター（●）にＣＰＲコールを要請する。

「●病棟までＣＰＲコールをお願いします」と２回繰り返し伝える。

(2) 防災センター　：　要請部署を確認し、直ちに一斉放送する。

＜8:00～21:30＞

①「ＣＰＲコール、ＣＰＲコール、●病棟まで」３回繰り返し放送する。

＜21:30～8:00＞

①「ＣＰＲコール、ＣＰＲコール、●病棟まで」１回放送する。

②　放送後、直ちに夜間休日警備員室（●）にＣＰＲコールの事実を連絡。

休日の 9:00～17:45 は事務当直（●）へ連絡。

(3) 警備員・事務当直者（日直対応）

①　ＣＰＲコールを聴いたとき、または防災センターからの連絡を受けた後は、直ちに医師・看護師長の日直・当直のＰＨＳへＣＰＲ要請を連絡する。

②　呼び出し音５回以上待ち、返事がなければ次の日直・当直者に電話する。

内科系医師(●)、外科系医師(●)、ＣＣＵ医師(●)、手術科医師 (●)、看護師長(●)

(4) 当直看護師長

①　ＣＰＲコールで要請現場へ急行し、医師と連携を取り人手が足りなければさらに現場から要請を行う。

②　当該患者の家族への連絡・調整・支援および当該部署の看護支援を行う。

参考資料 9-4　空調、ボイラー、給排水設備及びその他設備の運転管理業務　仕様書

業　務　仕　様　書

1　目的

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者　〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの空調、ボイラー、給排水設備及びその他設備の運転管理業務委託の実施に関して、これら設備の安全かつ効率的な運転操作を行うとともに、必要な巡視点検を行うことによって異常の発見や故障の予防に努め、各設備を常に良好な状態を維持することを目的とする。

2　業務場所

大阪市東成区中道一丁目３番３号　大阪府立成人病センター

3　建物概要

病院棟　　地下１階～地上 14 階（塔屋 13・14 階）　　延床面積 36,178.05 ㎡

※ 診療部門及び病室

本　館　　地下１階～地上６階（一部７階）　　延床面積 13,636.15 ㎡

主に管理部門

※　本館のうち集団検診棟が占める延床面積 6,318 ㎡

〔内訳〕 集団検診棟（地下１階～地上６階）　延床面積 4,958 ㎡

循環器棟　（地下１階～地上６階）　延床面積 1,360 ㎡

4　業務時間等

(1)　本館及び病院棟の宿日直業務

平日（休日を除く日）の業務従事時間は、午後 5 時から翌日の午前 9 時までとし、本館機械室に１名、病院棟機械室に１名の業務従事者を配置することとする。

休日の業務従事時間は、午前 9 時から翌日の午前 9 時までとし、本館機械室に１名、病院棟機械室に１名の業務従事者を配置することとする。

ただし、休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日とする。

(2)　本館及び病院棟の日勤業務

業務従事時間は、平日（休日を除く日）の午前 9 時から午後 5 時 45 分までとし、本館機械室（本館機械室・集団検診棟機械室）または病院棟機械室に計２名の業務従事者を配置することとする。

※　ローティーション勤務制をとるので、一人、週あたり本館機械室、集団検診棟機械室での勤務が各１回程度発生する。後は全て病院機械室勤務。

(3)　土曜日、日曜日の各種機器類点検等業務

土曜日、日曜日毎の概ね午前 9 時から正午まで、各種空調設備及び給排水設備等の機器類の点検を実施するための要員を配置すること。

ただし、業務に従事する時間は点検対象機器類によっては、所定の業務時間を待たずに終了すること、または所定の業務時間を過ぎることがあるので、その場合は契約の範囲内の業務とすること。

5　業務内容

業務内容は、別表1～4の通りする。

ただし、本仕様書に記載されていない事項であっても、契約の目的とする業務で軽微なものについては、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で処理するものとする。

6　業務体制等に関する事項

(1)　業務責任者等の設置と業務体制の確立

乙は、事務責任者、業務責任者及び副業務責任者、業務従事者をもって業務体制を組織する。また、乙は、その内容を本契約締結時に、甲に届出なければならない。

①　本社等の体制

ア　事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮する者。

②　現場の体制

ア　業務責任者

業務を総合的に把握し、業務従事者を指揮監督するとともに、常に甲の施設管理担当者と連絡がとれ、かつ、甲の施設管理担当者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

イ　副業務責任者

業務責任者を補佐し、業務責任者に事故または欠員が生じたときには、業務責任者の代わり業務従事者を指揮監督するとともに、甲の施設管理担当者と連絡がとれ、かつ、甲の施設管理担当者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

ウ　業務従事者

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者。

(2)　業務従事者の資格等

業務に従事する者は、次の①～③の全てに該当すること。

①　建築物の空調設備を含む設備機器の運転管理業務の経験が3年以上あること。

②　消防設備士の免状を有する者または消防設備点検資格者であること。

③　一級ボイラー技士免許または二級ボイラー技士免許のいずれかを有していること。

(3)　業務計画書の作成

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務を適正に実施するために必要な事項等を記載した業務計画書を毎月作成し、甲の施設管理担当者に提出しなければならない。

(4)　業務報告書の提出等

①　乙は、処理した業務内容等を毎日記録し、甲の施設管理担当者に報告しなければならない。

②　乙は、1ヶ月毎に業務完了届を甲に提出し、甲の施設管理担当者に提出し、実地または書面に

よる検査を受けなければならない。

(5) 服務規律

① 乙は、従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

② 乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

③ 乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 乙は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時は速やかに業務に関係した箇所の後片付け、及び清掃を行わなければならない。

7 その他の事項

(1) 安全管理、危険防止等

① 乙は、業務の実施に当たって、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

② 乙は、業務の実施に当たって、甲または第三者に危害または損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

(2) 業務従事者の指導教育

乙は、業務従事者に対して業務を円滑に遂行するための知識、技術等の指導教育を実施し、業務に支障をきたさないよう万全を期さねばならない。

(3) 甲及び乙の負担の範囲

① 甲の負担

業務の処理に必要な電気、ガス及び水道の料金、業務に使用する材料及び機械器具の経費（乙が持参する工具等を除く。）は、甲の負担とする。なお、乙は、これらの使用にあたっては、経費の節減に努めるとともに、取り扱いに十分注意することとする。

② 乙の負担

アで定める経費以外の業務に係る一切の経費は、乙の負担とする。

③ 業務従事者の控室等

業務従事者の控室及び更衣室については、甲が指定して貸与するものとする。

ただし、夜具等についてはこの限りでない。

別表１

病院における業務（宿日直・日勤共通）

項目	業務内容
日常点検業務	・設備機器類の運転状態、音、臭気、変色、振動、温度上昇及び負荷等の点検 ・自動運転機器の設定値の点検 ・ファンモーター、軸受の音、温度、Ｖベルトの状態の点検 ・給排水ポンプの運転状況の点検
ボイラー設備運転・管理	・ボイラー設備の運転及び監視 ・高圧ヘッダー、低圧ヘッダーの送気圧力の監視、調整及び蒸気配管の点検 ・ストレージタンク、熱交換器の温度・水圧、ポンプの点検及び調整 ・真空給水ポンプの運転及び監視 ・水面計及び各種装置の機能点検 ・運転終了後の缶水吹き出し
冷暖房設備運転・管理	・吸収式冷温水発生機、チラーユニットの運転及び監視 ・冷温水ポンプ、冷水ポンプ、冷却水ポンプ、冷水槽、クーリングタワーの点検 ・モーターの温度、回転音の点検 ・各部計器の設定値の点検
火災受信盤監視	・病院棟の火災受信盤が発報したときは、防災センターの係員と連絡を密にし、警戒区域図により発報場所に急行し、火災報か非火災報かを確認する。 ・火災の発生を確認したときは、「火災時の防災体制」に基づき設備の安全措置、初期消火及び在館者の避難誘導等、臨機の処置を行う。
その他	・空調機、ファンコイル及び付属機器、給水管、自動水栓等の水漏れ・不具合、排水系統の詰まり等が生じたときは、速やかに適切な処置を行う。 ・設備機器が所定の能力を発揮せず、その原因が機器の故障と思われる場合は、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。 ・設備関係の事故、停電・断水等が起こったときは、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。 ・設備関係の故障、事故等があったときは、甲の職員に必ず書面により報告する。 ・業務の遂行上必要と思われるときは、病院棟機械室に勤務する宿日直勤務者と相互に連絡または共同して業務を行う。

主な設備機器リスト	・熱源設備 a. 炉筒煙管ボイラー b. ストレージタンク（低層用・高層用） c. 吸収式冷温水発生機 d. チラーユニット ・給排水設備 ・火災受信盤

別表２

本館における業務（宿日直・日勤共通）

項目	業務内容
日常点検業務	・設備機器類の運転状態、音、臭気、変色、振動、温度上昇及び負荷等の点検 ・自動運転機器の設定値の点検 ・ファンモーター、軸受の音、温度、Ｖベルトの状態の点検 ・給排水ポンプの運転状況の点検 ・消火栓ポンプの目視点検
冷暖房設備運転・管理	・吸収式冷温水発生機の運転及び監視 ・冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、クーリングタワーの点検 ・モーターの温度、回転音の点検 ・各部計器の設定値の点検
火災受信盤監視	・本館火災受信盤の監視 ・火災報が発報したときは、直ちに防災センター（病院棟）に連絡するとともに、警戒区域図により発報場所に急行し、火災報か非火災報かを確認する。 ・火災の発生を確認したときは、「火災時の防災体制」に基づき設備の安全措置、初期消火及び在館者の避難誘導等、臨機の処置を行う。
その他	・空調機、ファンコイル及び付属機器、給水管、自動水栓等の水漏れ・不具合、排水系統の詰まり等が生じたときは、速やかに適切な処置を行う。 ・設備機器が所定の能力を発揮せず、その原因が機器の故障と思われる場合は、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。 ・設備関係の事故、停電・断水等が起こったときは、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。 ・設備関係の故障、事故等があったときは、甲の職員に必ず書面により報告する。 ・業務の遂行上必要と思われるときは、病院棟機械室に勤務する宿日直勤務者と相互に連絡または共同して業務を行う。
主な設備機器リスト	・熱源設備　（吸収式冷温水発生機） ・給排水設備 ・火災受信盤

立体駐車場棟における業務（本館業務に含む）

項目	業務内容
日常点検業務	・消防用設備点検 泡消火設備の自動警報（ｱﾗｰﾑ弁）一次・二次側圧力点検・記録屋内 消火栓・不活性ガス消火設備の目視点検 ・給排水設備点検 雨水貯留槽の水位及び散水状況の点検 排水口の点検及び清掃

別表 3

本館(集団検診棟)における日勤業務

項目	業務内容
日常点検業務	・設備機器類の運転状態、音、臭気、変色、振動、温度上昇及び負荷等の点検 ・自動運転機器の設定値の点検 ・ファンモーター、軸受の音、温度、Vベルトの状態の点検 ・給排水ポンプの運転状況の点検 ・消火栓ポンプ、スプリンクラーポンプの目視点検
冷暖房設備運転・管理	・吸収式冷温水発生機の運転及び監視 ・冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、膨張タンク、クーリングタワーの点検 ・モーターの温度、回転音の点検 ・各部計器の設定値の点検
その他	・空調機、ファンコイル及び付属機器、給水管、自動水栓等の水漏れ・不具合、排水系統の詰まり等が生じたときは、速やかに適切な処置を行う。 ・設備機器が所定の能力を発揮せず、その原因が機器の故障と思われる場合は、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。 ・設備関係の事故、停電・断水等が起こったときは、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。 ・設備関係の故障、事故等があったときは、甲の職員に必ず書面により報告する。 ・火災の発生を確認したときは、「火災時の防災体制」に基づき設備の安全措置、初期消火等の臨機の処置を行う。 ・業務の遂行上必要と思われるときは、本館・病院棟機械室に勤務する甲の職員と相互に連絡または共同して業務を行う。
主な設備機器リスト	・熱源設備　（吸収式冷温水発生機） ・給排水設備

別表 4

土曜日、日曜日の各種機器類点検等業務

項目	点検内容
本館東館系統空調機	・電流記録 ・運転時の異常の有無 ・Ｖベルトの異常の有無 ・ロールフィルターの点検及び巻き取り
本館系統冷温水機冷却塔 ※冷温水機 2 基は本館集団検診棟に設置	・補給水ポンプの点検 ・エリミネーターの洗浄 ・上部水槽・下部水槽の清掃及び水の入替（夏季前に実施）
病院棟系統空調機・給排気ファン	・電流記録 ・運転時の異常の有無 ・Ｖベルトの異常の有無 ・ロールフィルターの点検及び巻き取り
病院棟系冷温水機･チラー･冷凍(冷蔵)庫･剖検室(AC-2)	・補給水ポンプの点検 ・エリミネーターの洗浄 ・上部水槽・下部水槽の清掃及び水の入替（夏季前に実施） ・夏季のみ点検 CT-1(R-1)，CT-2(R-2)，CT-5(AC-2) ・通年で点検 CT-3(R-3)，CT-4(ﾁﾗｰ)，CT-6(給食・剖検室) ※注意事項 ・CT-3　給水後エアー抜きして、冷却水ポンプの試運転を行い正常運転を確認する。 ・CT-6　給食・剖検室のｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰを停止し、給食室の自立盤で P-26 を停止してから点検する。 P26-1，P26-2(CT-6)は各週毎にバルブを開閉して切り替える。
その他	・病院棟Ｂ１Ｆ・１Ｆのエレベーター後部パイプシャフト内　の蒸気洩れ有無の確認 ・揚水ポンプ、ボイラー用補給水ポンプ、冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、消火用ポンプの状態の点検及び軸受け注油
点検要領	（例） 土曜日　本館東館　・空調機、冷却塔点検 病院棟　・Ｂ１Ｆ～４Ｆの空調機・給排気ファンの点検 ・揚水ポンプ・ボイラー用補給水ポンプ・冷温水ポンプ・消火用ポンプの点検注油

	日曜日　病院棟 ・ＰＨ1Ｆ・ＰＨ2Ｆの空調機・給排気ファンの点検、冷却塔点検、冷却水ポンプの点検注油　点検時に異常を発見した場合、簡易な故障等であれば修理を実施する。それ以外の異常であれば甲の職員に速やかに報告する。

参考資料 9-5　空調機等のフィルター清掃、取替業務　仕様書

仕 様 書

（別添 1）、（別添 2）は省略

第 1 節　一般事項

1.1　適用

(1)　本業務仕様書(以下「仕様書」という。)は、独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターにおける空調機等のフィルター点検、清掃、取替え、廃棄に係る業務に適用する。

(2)　仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべ きものとする。

(3)　空調機等のフィルター点検、清掃、取替え、廃棄に係る業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、①契約書、②仕様書の順番とし、これにより難い場合は 1.9「疑義に対する協議等」による。

1.2　用語の定義

仕様書において用いる用語の定義は、次による。

(1)　「甲」とは、発注者である地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターをいう

(2)　「乙」とは、独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターにおける空調機等のフィルター点検、清掃、取替え、廃棄に係る業務の受託者をいう。

1.3　業務の履行場所

大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号　　大阪府立成人病センター

1.4　業務期間

自　平成 21 年 9 月 1 日　　至　平成 24 年 8 月 31 日

1.5 業務時間

休日の午前 8 時から午後 5 時までとする。

休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日（以下「休日」という。）とする。

ただし、手術室、ICU 室、動物飼育室等の緊急性、24 時間運転等の系統にあっては、乙は甲に報告相談の上、甲の了承を得た日時に業務を行うものとする。

1.6　実施業務

空調機等のフィルターの点検、清掃、取替業務及び廃棄業務を行う。

フィルターの仕様、数量、取替時期等については、別添１・２の「フィルター清掃・取替工程表」及び別添３の「作業要領」並びに仕様書２の「空調機等フィルター清掃・取替業務　仕様書２」の通りする。

1.7　甲の負担

⑴　業務実施に必用な電気、水道等の光熱水費。

⑵　業務実施に必用な車両の病院内駐車場の利用は、甲が場所、時間を指定し無償利用できるものとする。

⑶　施設内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用できるものとする。

1.8　乙の負担

⑴　エアフィルター

空調機等のエアフィルター清掃、取替えに伴うエアフィルター本体、それに付属する取付枠。

使用するエアフィルターは、規格に合致する品質優良で予め甲の承認または指定を受けたものとする。

⑵　処理費用

エアフィルター廃棄に伴う処理費用一式

廃棄処理するエアフィルターは、産業廃棄物、放射性廃棄物に該当するのでその処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。)」に従い適正に行うとともに予め甲の承認を受けるものとする。

⑶　機材

風速計等の点検に必用な器具一式、掃除機、バケツ等の掃除用具一式、ゴミ運搬用ダストカート、台車、収集用袋等

⑷　消耗品

空調機等のエアフィルター清掃、取替え、廃棄に伴う洗浄用洗剤、雑巾ウエス類、タオルゴムまたはビニル製手袋、防塵マスク、ゴーグル形保護眼鏡等。また使用する機材、洗剤は、品質優良なものを使用し予め甲の承認、指定を受けたものとする。

⑸　従事者の制服及び名札等

⑹　各種報告書の用紙

1.9 疑義に対する協議等

⑴　契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、甲と協議する。

⑵　協議を行った結果、契約図書の訂正または変更を行う場合は、乙及び甲の協議による。

⑶　協議を行った結果、契約図書の訂正または変更に至らない事項は、2.4「業務の記録」⑴の規定による。

1.10　報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、甲の指示による。

1.11　関係法令等の遵守

乙は、業務の実施に当り、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第２節　業務関係図書

2.1　業務計画書

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、甲の施設管理担当者の承諾を受ける。

2.2　作業計画書

乙は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に甲の承諾を受ける。

2.3　貸与資料

業務対象機器に備付の図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は現状に復するものとする。

2.4　業務の記録

⑴　甲と協議した結果について記録を整備する。

⑵　業務全般的な経過を記載した書面を作成する。

⑶　ひとつの業務が終了した場合は、その内容を記載した書面を作成する。

⑷　⑴から⑶の記録について、甲より請求された場合は、提出する。

第３節　業務現場監理

3.1　業務管理

業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

⑴　業務計画書の作成等

乙は、業務実施に先立ち実施体制、作業工程、業務を行うに当って業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

⑵　業務報告書の提出等

ア　乙は、処理した業務内容を記録し、甲に報告するものとする。

イ　乙は、１ヶ月毎に業務完了届けを甲に提出し実地または書面による検査を受けるものとする。

ウ　乙は、定期、緊急の点検、取替えを実施した場合にもその都度、業務完了届けを甲に提出し、実地または書面による検査を受けるものとする。

⑶ 業務の再点検及び手直し

乙は、甲からの業務上の不備の指摘があった場合、業務を再点検した上で手直し等の措置を講じるものとする。

⑷ 共同検査の実施

業務の適正な履行を確保することを目的に、甲が必要と認めた場合、甲と乙が双方立会いの上業務の共同検査を行うものとする。また、共同検査において問題点等が発見された場合は、適正な履行ができるよう甲乙協議の上、調整するものとする。

3.2　業務責任者

(1)　乙は、業務責任者を定め甲に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2)　業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容、及び甲の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

(3)　業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有するものとする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

3.3　業務条件

(1)　業務の実施時期については、別添１・２の「フィルター清掃・取替工程表」に基づくものとし、具体的日時については、その都度、甲乙が協議し調整・決定する。

(2)　業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

(3)　乙は、常に適正な点検を行い病院機能に支障なきようエアフィルターの交換を行う。また、突発的な事象ににも迅速な対応を行う。

3.4　環境衛生管理体制

(1)　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い衛生的環境の確保に努める。

(2)　乙は、業務従事者に対して必用な健康診断を定期的に実施し、その健康管理に万全の注意を払うものとする。

(3)　乙は、業務従事者の中で体調不良の者や、感染症に罹患した疑いのある者が発生した場合は、速やかに甲の業務管理担当者にその詳細を報告するとともに、事後の処置について指示を受けなければならない。

3.5　業務の安全衛生管理

(1)　業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり関係法令に従って行う。

(2)　乙は、業務実施に当り甲または第三者に危害または損害を与えないよう万全の措置をとらなければならない。

(3)　乙は、ＲＩ管理区域内（研究所１２Ｆ）の作業にあたっては、放射線障害防止法に基づき、放射線取扱主任者（第１種）を配置し、管理区域内の汚染状況の検査を行うとともに、汚染物の外部への持ち出し、作業者の被曝などの放射線障害の防止についての監督を必ず行うこと。

3.6　喫煙

成人病センター病院・研究所敷地内は全て全面禁煙であるので、敷地内における喫煙は厳重に禁止する。業務従事者にそのことを周知徹底すること。

3.7　出入禁止箇所

業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

第４節　業務の実施

4.1　業務担当者

(1)　業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(2)　法令により作業等行う資格が定められている場合は、当該資格を有する者が、当該作業等を行う。

4.2　服装等

(1)　業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。

(2)　業務関係者は、名札、腕章を着けて業務を行う。また、常に清潔に留意する。

4.3　服務規律

(1)　乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

(2)　乙は、業務場所が病院であることを十分承知の上、患者の接遇については万全を期すること。

(3)　乙は、甲の信用失墜行為をしてはならない。

4.4　施設管理担当管理者の立会い

作業等に際して甲の施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

4.5　業務の報告

業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、甲の施設管理担当者へ、あらかじめ定められた日に報告する。

第５節　廃棄物の処理等

5.1　廃棄物の処理等

(1)　業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、乙の負担とする。

(2)　発生材の保管場所及び集積場所は、別途指示する。

5.2　産業廃棄物等

(1)　業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積み込み殻最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。なお、特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）については発生しない。

(2)　放射線障害防止法に係る廃棄物は、梱包後、 甲の指示する集積場所に保管する。

第６節　業務に検査

6.1　業務の検査

乙は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

(1)　契約図書

⑵　業務完了届

⑶　業務報告書

（別添３）

作業要領

1　フィルターの取替時期等

⑴ 病院棟及び本館については、仕様書１の別添１「フィルター清掃・取替工程表（以下「工程表」という。)」記載の通りとし、研究所については、別添２の「フィルター清掃・取替工程表（以下「工程表」という。)」記載の通りとする。

⑵ フィルターは、原則、取替時期が到来したとき、その全部を取り替えることとする。ただし、病院棟及び本館の「工程表」中のプレフィルター（パネル型　ろ材交換タイプ）については、ろ材を反復清掃した後取り替えるものとし、取替時期は平成 22 年と平成 24 年中に各１回行うものとし、取替月等については、甲乙が協議して決定する。⑶ 病院棟及び本館の「工程表」中のグリスフィルター及び手術室排気口フィルターについては、「工程表」に記載する時期毎に清掃を実施する。

2　フィルターの取替時の注意事項

⑴ フィルター着脱作業は、塵埃から身体を保護するために長袖、長ズボンの作業服にヘルメット、防塵マスク、ゴーグル形保護眼鏡、ゴムまたはビニール製手袋を必ず着用する。

⑵ 取替作業は、送風機を停止させて行うとともに、室内に塵埃等が飛散しないよう十分な養生を行い実施すること。具体については甲が指示する

⑶ 研究所、病院棟の清潔区域（動物実験室、手術室等）の作業にあたっては、無塵衣等を着用するとともに、履物の履き替え等を行い実施すること。具体については甲が指示する。

⑷ ＲＩ管理区域内（研究所 12Ｆ）の作業にあたっては、放射線障害防止法に基づき、放射線取扱主任者（第１種）を配置し、管理区域内の汚染状況の検査を行うとともに、汚染物の外部への持ち出し、作業者の被曝などの放射線障害の防止についての監督を必ず行うこと。

⑸ 取替後の廃フィルター、ろ材等については、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物として適正に処理すること。また、ＲＩ管理区域内（研究所 12Ｆ）から排出された廃フィルター等については、放射線障害防止法に基づく適正に取扱い、甲の指定する保管場所に搬入すること。

3　各フィルター毎の作業手順

⑴ プレフィルター　［パネル型　ろ材交換タイプ］　　（病院棟・本館）

① フィルターからろ材を取り出した後、周辺清掃を行う。取り出したろ材は塵埃等を掃除機によりり吸引し、洗浄液に浸した後よく水洗いして日陰で乾燥させ再生使用する。

② ろ材に、破れ、変形等がある場合は、洗浄再生せず新しい物と取り替える。その場合、甲の職職員と協議することとする。

③ フィルターの取替時期は、４ヶ月に１回の清掃を５回程度反復清掃した後が一応の目安となるが塵埃等の状況によっては新しい物と交換する。その場合、甲の職員と協議することとする。

⑵ プレフィルター　［パネル型　ろ材交換タイプ］（研究所）

① フィルターからろ材を取り出し周辺清掃を行った後、新しいろ材を取り付ける。③　取替まで

の間の洗浄・清掃については甲の職員が行う。

(3) プレフィルター　［ロールタイプ］

ろ材の取替の目安は原則工程表の通りとするが、制御盤のろ材終了表示灯（橙色）が点灯したとき、または目視によりろ材の終了時期を確認したときは、甲乙が協議し取替時期を決定するものとする。

(4) 中性能フィルター

① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。

② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があった場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(5) 高性能フィルター

① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。

② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があった場合は速やかに甲の職員に報告すること

(6) HEPA フィルター

① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。

② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があった場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(7) 研究所 活性炭フィルター　　［パネル形　ろ材、枠一体形タイプ］

① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。

② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があった場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(8) 研究所 脱臭フィルター　　［パネル形　ろ材、枠一体形タイプ］

① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。

② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があった場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(9) 研究所 ファンコイルユニット（中性能フィルター）

① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。

② 室内に塵埃等が飛散しないよう十分な養生を行い実施すること。

(10) 病院棟　グリスフィルター　［厨房天井内　アルミ製］

① 作業日程等は、甲の職員と協議し決定する。

② 汚染したフィルターを取り外し、甲が支給するグリスフィルターと取り替える。取り外したグリスフィルターは、洗浄液に浸けた後ジェット洗浄等で汚れを落とし乾燥させ、甲の職員に引き渡す。

③ フィルターの取替時には、ボックス内部周辺及びダクト前方にある網も洗浄清掃すること。

(11) 病院棟　手術室排気口フィルター［厨房天井内　アルミ製］

① 作業日程等は、甲の職員と協議し決定する。

② 汚染したフィルタを取り外し、甲が支給するプレフィルターと取り替える。取り外したプレフィルターは、洗浄液に浸けた後ジェット洗浄等で汚れを落とし乾燥させ、甲の職員に引き渡す。

参考資料 9-6　血液・化学療法科冷凍庫・輸血室血液保冷庫警報整備業務　仕様書

仕　様　書

この仕様書は、業務の内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1　方　法

警備にあたっては、警報警備方式（機械警備）により行うものとする。

2　警備時間の範囲及び実施時間

(1)　警備時間は、温度異常及び火災異常について、原則として 24 時間警備とする。

(2)　防犯異常については、血液・化学療法科医局超低温保冷庫室及び輸血検査室血液保冷庫設置室が無人の状態にあるときとする。この場合、甲からの警報開始の信号を乙が受信したときに始まり、甲からの警報装置作動解除の信号を乙が受信したときに終了する間の時間とする。

(3) 前項の規定にかかわらず、甲の業務に伴いその時間を変更するものとする。

3　警備実施要領

(1)　警備機構

ア　警報装置

血液・化学療法科医局超低温保冷庫室及び輸血検査室血液保冷庫設置室で発生した異常事態を乙の警備本部へ異常事態別に自動的に通報する機能を有すること。

イ　乙の警備本部

乙は警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に警備員との連絡を保持すること。

ウ　警備員

常に乙の警備本部との連絡を保持し、甲の異常事態発生に備えること。

(2)　警報装置の取扱及び警備実施中における甲の入退室は別記 1 の通りとする。

(3)　異常事態発生時における乙の処置

警報受信装置が血液・化学療法科医局超低温保冷庫室及び輸血検査室血液保冷庫設置室に異常が発生したことを報知したときは、乙は以下の対応をすること。

ア　温度異常の場合

乙は温度異常信号受信時、甲の緊急連絡先へ連絡をいれること、ただし、連絡がつかない時は乙は警備員を急行させ、異常事態の発生を確認するとともに事態の拡大防止に努めること。

イ　防犯異常の場合

乙は防犯異常信号受信時、甲の警備室へ連絡し、乙の警備員を急行させる旨伝え、警備員到着後異常事態の発生を確認するとともに、事態の拡大防止に努めること。

ウ　火災異常の場合

乙は、火災異常信号受信時、甲の警備室へ連絡し火災異常信号受信の旨伝え、同時に乙の警備員を急行させ異常事態の発生を確認する。異常が確認された場合は関係部署へ連絡すること。

(4)　事故報告書の提出

警備実施時間中に事故等が発生したときは、乙は事故報告書を甲に提出すること。

(5)　甲が乙に預託した鍵の取り扱い

業務遂行のため、甲が乙に預託した甲の鍵は、勤務中の警備員の責任の下に保管し、その他の場合には乙の鍵保管庫に保管すること。

（別記 1）

1　警備開始時と終了時の取り扱い（防犯異常に対処するもの）

(1)　開始における取り扱い（防犯異常に対処するもの）

ア　甲における取り扱い

甲の最終退出者は温度監視、防火、防犯の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプ各警報機器のセット状況を確認する。（ただし、温度監視、防火監視は、24 時間警備）

イ　乙の事業所における取り扱い

甲の最終退室者がコントローラをＩＣステックカードによって操作することにより、自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を開始する。（ただし、温度監視、防火監視は、24 時間警備）

(2)　警備終了時における取り扱い（防犯異常に対処するもの）

ア　甲における取り扱い

甲の最初の入室者は、内部に設置したコントローラをＩＣステックカードによって操作し解除する。（ただし、温度監視、防火監視は、24 時間警備）

イ　乙の事業所における取り扱い

甲の最初の入室者が、コントローラをＩＣステックカードによって操作することにより、自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を終了する。（ただし、温度監視、防火監視は、24 時間警備）

2　警備実施時間中における入室

原則認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ、次の要領により行う。

(1)　甲の届け出の緊急連絡者は、乙に対し、警備中断の申し入れをして、コントローラをＩＣステックカードによって操作した後、甲の責任において処理するものとする。

(2)　甲の臨時入室中の警備は、甲の責任において実施する。

●　特記事項

・防犯警報警備は当分の間警備を必要としないので作動させない。
・センターが必要とするときは、乙に連絡のうえ、作動させる。
・前項により作動させたとしても、乙は新たな料金を、請求しないものとする。

参考資料 9-7　消防用設備等点検保守業務　仕様書

仕様書

１　目　　的

　この仕様書は、委託者　地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの消防用設備等点検保守業務の業務委託の実施に関して、業務の確実な実施を確保するため、業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

２　業務場所

　大阪市東成区中道一丁目３番３号

　大阪府立成人病センター

３　施設の概要

病院棟（MR棟を含む）	地下１階～地上１２階	延床面積 36,570.57 ㎡
本　館（主に管理部門）	地下１階～地上６階（一部７階）	延床面積 13,636.15 ㎡
立体駐車場棟	地上３階	延床面積　4,368.53 ㎡

４　業務内容

⑴ 点検業務

　乙は、契約期間を通じて実施する点検業務については、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の６第１項及び第４項の規定に基づき定めた、「消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検結果についての報告書の様式（平成 16 年５月 31 日消防庁告示第９号）」によるものとし、具体的な点検日程等については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

〔年間の点検スケジュール〕

６月　外観点検、機能点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

８月　ガス漏れ点検

　外観点検、機能点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

12 月　外観点検、機能点検、総合点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

２月　ガス漏れ点検

　外観点検、機能点検、総合点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

⑵ 対象設備等の数量

　別紙「契約対象物件」のとおりとする。（別紙「契約対象物件」）は省略

⑶ 点検業務に従事する者の資格

乙が、点検業務に従事させる者の資格については、消防法施行規則第 31 条の６第１項及び第５項の規定に基づき定めた､｢消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等をの種類を定める件（平成 16 年５月 31 日消防庁告示第 10 号)」の規定によるものとする。

⑷ 点検結果報告書

乙は、消防用設備等の点検が終了したときは、その都度、速やかに、消防庁告示で定めた様式により点検結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

⑸ 保守整備等

ア　乙は､消防用設備等点検の結果､不良箇所を発見したときは､速やかに調整及び整備を行うほか､甲から事故や故障発生の通知を受けたときには、遅滞なく技術員を派遣して迅速に保守整備を行い、事故や故障部分の復旧に努めなければならない。

イ　保守及び整備に必要とする消耗品及び機械器具類その他の材料費は、乙の負担とする。

ウ　点検により不良設備が発見された場合の調整又は整備に要する費用のうち一品が２，０００円以下の部品費、消耗品及びこれらの取替費用は、乙の負担とする。

エ　乙は、点検により不良設備が発見され、それが契約の範囲により対応しがたい場合は、事前に甲へその不良設備の修理又は整備に必要な金額の見積書を提出し、甲の承認を受けた後、修理又は整備を行なわなければならない。

⑹ 防災訓練等

乙は、甲が行う防災訓練等に際し、消防設備の使用方法、その他防災上の知識の教示を行うとともに、要請に応じて人員を派遣して協力しなければならない。

⑺ 名簿及び工程表等

乙は、第１項の点検及び保守整備を行うに当たり、派遣する技術員の名簿及び工程表を事前に甲へ提出し、承認を受けなければならない。

参考資料 9-8　下水水質測定及び簡易専用水道精密水質検査並びに煤煙量測定等の計量証明事業に係る調査・検査業務　仕様書

仕様書

この仕様書は「大阪府立成人病センターにおける下水水質測定及び簡易専用水道精密水質検査並びに煤煙量測定等の計量証明事業に係る調査・検査業務」の大要を示すものであり、大阪府立成人病センターが必要と認めたときは、本書に記載のない事項であっても、これに附随して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施すること。

1 下水水質測定業務

(1) 業務内容

乙は、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）第 12 条の 12 の規定に基づき、甲の施設から公共下水道に排出する下水の水質を定期的に測定し、その結果を記録した報告書を甲に提出するものとする。

(2) 下水の採取の場所等

乙は、甲の施設のうちの病院棟東側（NO.1）、病院棟北側（NO.2）、本館北側（NO.3）の 3 箇所の下水の排水口から定期的に下水を採水、持ち帰りその水質を測定するものとする。

採水の時刻は、午前 11 時から午後 3 時までに行うものとし、採水日が祝日の場合には、その翌日に行うものとする。ただし、これによりがたい場合には、甲乙協議の上、変更できるものとする。

(3) 水質の測定方法及び測定項目等

水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）に規定する検定の方法により行うものとする。

水質の測定項目等については、別表 1 のとおりとする。

(4) 測定結果の報告

乙は、水質測定の結果を、下水を採水した日から 2 週間以内に、計量法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 207 号）第 160 条の規定による環境計量士の登録（経済産業大臣の登録）を受けた者が作成した濃度計量証明書として、甲に提出しなければならない。

(5) その他

この仕様書に記載のない事項については、下水道法及びその他関係法令等の規定に従うこと。

別表１

測定項目	採水日	年間回数
水素イオン濃度	毎週火曜日	52
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	毎週火曜日	52
フェノール類	毎週火曜日	52
生物化学的酸素要求量	7、11、3月の第1火曜日	3
鉱油類含有量	7、11、3月の第1火曜日	3
動植物油脂類含有物	7、11、3月の第1火曜日	3
鉛及びその化合物	7、11、3月の第1火曜日	3
銅及びその化合物	7、11、3月の第1火曜日	3
亜鉛及びその化合物	7、11、3月の第1火曜日	3
鉄及びその化合物（溶解性）	7、11、3月の第1火曜日	3
弗素化合物	11月の第1火曜日	1
カドミウム及びその化合物	11月の第1火曜日	1
シアン化合物	11月の第1火曜日	1
有機燐化合物	11月の第1火曜日	1
6価クロム化合物	11月の第1火曜日	1
砒素及びその化合物	11月の第1火曜日	1
アルキル水銀化合物	11月の第1火曜日	1
PCB	11月の第1火曜日	1
マンガン及びその化合物（溶解性）	11月の第1火曜日	1
クロム及びその化合物（溶解性）	11月の第1火曜日	1

２　簡易専用水道精密水質検査業務

(1) 業務内容

乙は、毎年度4月と10月の2回、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第34条の2第1項及び同法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）第55条第2項の規定に基づき、甲の簡易水道施設・設備の良好な管理を確保するため、水槽及び給水栓から供給される水を定期的に採取し、水質を検査して、その結果を記録した報告書を甲に提出するものとする。

(2) 水の採取場所等及び採取実施日

水質検査する水の採取場所は、別表2のとおりとする。

採取日については、甲の職員と事前に協議し決定するものとする。

別表２

	本　館	病　院　棟
受　水　槽		受 水 槽　1 号
給 水 末 端	東館1階	地 階 厨 房　　地階外来食堂　　4 階 湯 沸 室
冷　水　器		1階ウォータークーラー　　2階ウォータークーラー

(3) 水質の検査項目等

水質の検査項目等は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表中に掲げる項目のうち、別表 3 で定めるとおりとする。

(4) 測定結果の報告

乙は、水質検査の結果を、水を採水した日から 1 月以内に、水質検査成績表として作成し、甲に提出しなければならない。

(5) その他

この仕様書に記載のない事項については、水道法及びその他関係法令等の規定に従うこと。

別表 3

検査項目		水質基準	4 月	10 月
平常項目（六カ月に一回実施）	色度	5 度以下であること	○	○
	濁度	2 度以下であること	○	○
	臭気	異常でないこと	○	○
	味	異常でないこと	○	○
	ｐ Ｈ 値	5.8～8.6 の範囲	○	○
	亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素	10mg/Ｌ以下であること	○	○
	塩化物イオン	200mg/Ｌ以下であること	○	○
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	5mg/Ｌ以下であること	○	○
	一般細菌	1ｍＬ中 100 以下であること	○	○
	大腸菌	検出されないこと	○	○
	鉄及びその化合物	0.3mg/Ｌ以下であること	○	(注)
	銅及びその化合物	1.0mg/Ｌ以下であること	○	(注)
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/Ｌ以下であること	○	(注)
	鉛及びその化合物	0.01mg/Ｌ以下であること	○	(注)
	蒸発残留物	500mg/Ｌ以下であること	○	(注)
消毒生成物（年一回）	クロロホルム ＊1	0.06mg/Ｌ以下であること	—	○
	ブロモジクロロメタン ＊2	0.03mg/Ｌ以下であること	—	○
	ジブロモクロロメタン ＊3	0.1mg/Ｌ以下であること	—	○
	ブロモホルム ＊4	0.09mg/Ｌ以下であること	—	○
	総トリハロメタン（＊1～＊4 の濃度の総和）	0.1mg/Ｌ以下であること	—	○

(注)　4 月実施の検査で水質基準に適合した場合は、10 月実施の検査では省略

3 ばい煙発生施設に係るばい煙量等の測定業務

(1) 業務内容

乙は、毎年 8 月と 2 月の 2 回、大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）第 16 条及び同法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号）第 55 条第 3 号及び 4 号、5 号の

規定に基づき、甲のばい煙発生施設から発生するばい煙量等を測定し、その結果を記録した報告書を甲に提出するものとする。

(2) 測定対象機器及び設置場所等及び測定実施日

測定対象機器及び設置場所は、別表４のとおりとする。

測定日時については、甲の職員と事前に協議し決定するものとする。

別表４

設置場所			メーカー	燃　料	基数
1	病院棟 B1 機械室	1 号ボイラー	平川MP	都市ガス	1
2		2 号ボイラー	平川MP	都市ガス	1
3		1 号冷温水発生機（R-1-1）	川重冷熱工業	都市ガス	1
4		1 号冷温水発生機（R-1-2）	川重冷熱工業	都市ガス	1
5		2 号冷温水発生機（R-2-1）	川重冷熱工業	都市ガス	1
6		2 号冷温水発生機（R-2-2）	川重冷熱工業	都市ガス	1
7		冷温水発生機（R-3）	川重冷熱工業	都市ガス	1
8	集団検診棟 B1 機械室	冷温水発生機（R-1）	サンヨー	都市ガス	1
9		冷温水発生機（R-2）	サンヨー	都市ガス	1

(3) 測定順位

①病院 1 号ボイラー

②病院 2 号ボイラー

③病院 1 号冷温水発生機（R-1-1）

④病院 1 号冷温水発生機（R-1-2）

⑤病院 2 号冷温水発生機（R-2-1）

⑥病院 2 号冷温水発生機（R-2-2）

⑦病院　　冷温水発生機（R-3）

⑧集検棟　冷温水発生機（R-1）

⑨集検棟　冷温水発生機（R-2）

(4) 測定項目及び方法

①流速測定

ＪＩＳ　Z　8008　温度，水分，流速，ガス量（湿，乾）　　9ヶ所（都市ガス　13A）

②窒素酸化物

ＪＩＳ　K　0104　フェノールジスルホン酸法　　9ヶ所（都市ガス　13A）

③排ガス中の酸素、二酸化炭素濃度

ＪＩＳ　K　0301　オルザット法　　9ヶ所

(5) 測定結果の報告

乙は、測定の結果を、測定を実施した日から 2 週間以内に、測定結果を記した報告書及び計量法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 207 号）第 160 条の規定による環境計量士の登録（経済産業大臣の登録）を

受けた者が作成した濃度計量証明書を、甲に提出しなければならない。

⑹ その他

この仕様書に記載のない事項については、大気汚染防止法及びその他関係法令等の規定に従うこと。

参考資料 9-9　総合的病害虫管理業務（ＩＰＭ）

仕様書

１．業務名称

総合的病害虫管理（ＩＰＭ）及び手術室・ＩＣＵにおける昆虫モニタリング業務並びに感染症隔離解除後の病室内除菌業務

２．業務の履行場所

大阪市東成区中道一丁目３番３号

地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪府立成人病センター

３．施設の概要

１）建物

本館　　地下１階～地上６階（一部７階）　延床面積 13,636.15 ㎡

主に管理部門

病院棟　地下１階～地上１２階　延床面積 36,178.05 ㎡

２）診療体制

病床数　５００床

診療科　消化管内科、肝胆膵内科、呼吸器内科、血液･化学療法科、臨床腫瘍科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺･内分泌外科、脳神経外科、婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、整形外科、放射線治療科、心療・緩和科、循環器内科、脳循環器科、眼科、脳神経科、心臓血管外科（循環動態診療科)、消化器検診科、精密健康診断科、中央手術科、アイソトープ診療科、放射線診断科、臨床検査科、病理・細胞診断科

４．履行期間

自　平成 23 年 6 月 1 日　　至　平成 26 年 3 月 31 日

５．一般事項

１）用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次による。

ア.「甲」とは、発注者である地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターをいう。

イ.「乙」とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターにおける総合的病害虫管理（IPM）及び感染症隔離解除後の病室内除菌業務の受託者をいう。

２）費用負担の範囲

業務に必要とする材料及び機械器具類等の費用は、全て乙の負担とする。ただし、光熱水費等に関しては、通常使用の範囲内に想定されるものは甲の負担とする。

３）業務の実施

乙は、業務の実施にあたっては、建物、既存設備又は物品等に損害が及ばないよう注意すること。

万一損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、その指示に従い修復すること。なお、これにかかる費用は全て乙の負担とする。

また、業務内容に応じて、その都度甲と協議の上、その実施時期、実施日時等を決定すること。

４）関係法令等の遵守

乙は、業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行をはかること。

５）本仕様書に定めのない事項

乙は、本仕様書に定めのない事項については、甲と協議し、その指示に従うこと。

６）守秘義務

乙は、本業務の実施過程において知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

７）業務の実施上必要な書類等について

当該業務に関し必要と思われる書類等については、甲が乙に貸与する。

６．業務内容

１）総合的病害虫管理（IPM）業務

ア．目的

大阪府立成人病センターにおける害虫等の防除に関して、環境状況と対象種の個体群動態を考慮しつつ、生物的防除、化学的防除、耕種的防除、物理的防除等を組み合わせることで、害虫の発生レベルを抑制することを目的とする。

イ．対象害虫等

① 鼠族

② 衛生害虫（ゴキブリ、蚊、チョウバエ）

③ 飛翔性虫（８階南病棟の捕虫機の管理）

ウ．対象範囲

本業務の実施の対象範囲は、大阪府立成人病センターの全域とする。

エ．業務内容

① 主要な場所において、粘着トラップの定置、問診、目視による対象害虫等の生息調査を実施し、調査の結果に基づき発生が確認された場所において薬剤による防除作業を実施する。

② 対象害虫等が発生、繁殖する可能性がある場所において、予防処置を実施する。

③ 業務施工に含まれない業務の必要が発生したときは、乙は甲に対して別途仕様の提案とそれに係る費用の見積書を提出し、甲の承諾を得てこれを実施するものとする。

オ．業務の施工内容

① 鼠族防除対策

a 調査

● 問診・目視

● 粘着トラップによる捕獲調査

b 防除作業

● 殺鼠剤の設置

● 防止処置の提案

・建物構造的な問題による鼠族侵入の改善提案

・環境改善提案（清掃等）

・別途方法による駆除作業の提案

※多量発生のときの、集中駆除が必要な場合等は、乙は甲に対して別途の見積書を提出し、甲の承諾を得てこれを実施するものとする。

② 衛生害虫防除（ゴキブリ、蚊、チョウバエ）対策

a 調査

● 問診・目視

● 粘着トラップによる捕獲調査

b 防除作業

● 薬剤処理

・ベイト法（ヒドラメチルノン）

・残留噴霧法

（フェニトロチオン・ジクロルボス又はフェニトロチオンMC、プロペタンホスMC）

・フラッシング（イミプロトリン・フェノトリン）

・投下法（デミリン発泡錠、フェンチオン発泡錠）

・蒸散剤設置（ＤＤＶＰ蒸散プレート）

● 防止処置の提案

・建物構造的な問題による鼠族侵入の改善提案

・環境改善提案（清掃等）

・別途方法による駆除作業の提案

※作業にあたっては、乙は甲に対して事前に別途の見積書を提出し、甲の承諾を得てこれを実施するものとする。

③ 飛翔性虫捕虫機のメンテナンス（ライトトラップの管理：８階南病棟）

ライトトラップ（10 箇所）

● 補虫シートの交換（２ヶ月に１回）

● 紫外線ランプの交換（ランプが切れたとき）

④ 薬剤使用の留意事項

防除作業において薬剤を使用する際には、いずれも厚生労働省認可の低毒性の薬剤を専門的見地より使用し、必要に応じて使用薬剤の安全データシート（MSDS）を甲に提出すること。

カ．施工実施予定

業務の年間を通じた施工実施予定は次のとおりとする。

① 施工回数

重要箇所については（２ヶ月に１回）、Ｂ１外来食堂･厨房については毎月甲の場所に技術員を派遣し業務施工するものとする。

② 緊急対応

乙は、上記施工実施予定以外で、甲から防除作業の要請があったときは、随時これに対応するものとする。

【調査詳細仕様対象表】

調査項目	調査対象	調査・設置場所	設置数
目視調査	鼠・害虫	施設重要箇所	
粘着トラップ（鼠族用）	鼠・害虫	天井裏	40 箇所
粘着トラップ（鼠族用）	鼠・害虫	Ｂ１外来食堂･厨房	適量数
粘着式トラップ（昆虫調査用）	ゴキブリ・蚊、チョウバエ	トイレ、給湯・洗面・処置室、ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ他	94 箇所
粘着式トラップ（ゴキブリ用）	鼠・害虫	Ｂ１外来食堂･厨房	適量数

【昆虫調査用トラップ設置場所一覧】　　　　　　別図 1-1～1-13 のとおり（図は省略）

場　所	B1	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	合計
本　館	1	1	2	2	2	2	1	―	―	―	―	―	―	11
病院(南)	2	2	1	2	1	5	5	5	5	5	5	5	5	48
病院(北)	0	2	2	1	2	1	2	4	4	4	4	4	5	35
合　計	3	5	5	5	5	8	8	9	9	9	9	9	10	94

【鼠族粘着トラップ設置場所一覧】　　　　　　別図 13-1～13-13 のとおり（図は省略）

場　所	B1	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	合計
本　館	2	2	2	2	2	2	2	―	―	―	―	―	―	14
病院棟	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
合　計	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	40

２）手術室・ＩＣＵにおける昆虫モニタリング業務

ア．目的

大阪府立成人病センターの中央手術室・ＩＣＵ及びその周辺に主要な場所にトラップ等を設置し、昆虫の生息状況を調査し、その結果を基に有効な害虫防除措置を講じることを目的とする。

イ．対象範囲

大阪府立成人病センター病院棟３階　中央手術室・ＩＣＵ及びその周辺

ウ．業務内容

① 毎月平日の昼間に別紙の「大阪府立成人病センター３Ｆ手術室・ＩＣＵ　害虫調査管理図（別図 2)」に基づき配置するトラップを甲の指定する場所に配置し、約１ヶ月周期で定期的に回収する。

② トラップの使用材及び数量は次のとおりとし、裏面に配置記号を記することとする。

a 調査用床置式トラップ（白色）　　　　　23 個（配置記号①～○23）

b 蛍光トラップ　ムシペッタ（黄色）　　　7 個（配置記号 K1～K7）

c ローチトラップ　コロニートラップ（茶色）　25 個（配置記号Ａ～Ｙ）

③　報告及び防除措置

a　乙は、毎月、回収したトラップについて生物調査（昆虫同定　科まで）を行い、その結果及び防除に関する対策提案を回収後 15 日までに甲に報告することとする。

ただし、重要害虫で精密同定が必要な場合は、甲に口頭で報告の上、別途見積もりにて、同定、原因調査防除施工の提案を行い、甲の同意を得た後これを実施するものとする。

トラップ以外の重要害虫の捕獲の場合、手術室等において昆虫の発生が認められた場合にあっても、同様の取り扱いを行うものとする。

b　乙は、本契約業務以外で有償の調査又は防除施工を実施する場合は、それに係る費用の見積もりを事前に甲へ提出し、甲の同意を得た後これを実施するものとする。

④　薬剤使用の留意事項

本業務において薬剤を使用する際には、いずれも厚生労働省認可の低毒性の薬剤を専門的見地より使用し、必要に応じて使用薬剤の安全データシート（MSDS）を甲に提出すること。

3）感染症隔離解除後の病室内除菌業務

ア．目的

大阪府立成人病センターにおける感染症隔離患者が使用した室等を、隔離解除後室内除菌を行い、院内感染防止対策を図ることを目的とする。

イ．対象範囲

大阪府立成人病センターの各病室及びＩＣＵ

ウ．業務内容

①　実施項目及び手順

作業の実施にあたっては、床面のダストクリーニング → 機器・什器等の清拭処理　→　床面の湿式清掃の順で行うものとする。

②　実施方法

a 床面のダストクリーニング

ディスポのドライモップを用いて床面などのダストクリーニングを行う。

b 機器・什器等の清拭処理

● ディスポの不織布を用いて湿式清掃処理を行う。

● 薬剤は、4 級アンモニュウム塩を含んだ除菌洗浄剤（医療施設用クリンキーパー）を用い、50 倍希釈液とし使用する。（必ず水を用いて希釈すること。）

● 処理箇所は、ベッド、ベッド柵、床頭台、椅子、オーバーテーブル、ロッカー、ドアノブ、洗面台、水道の蛇口、水道の流し、カーテンレール、照明器具、冷暖房機、ブラインド、窓、便座、その他機器、什器類とする。

c マットレスは、表面のほこりを取り除いた後、医療施設用クリンキーパー50
倍希釈液を用いて清拭除菌する。

d 床面の湿式清掃

乾燥した清潔なモップを用いて、湿式清掃処理を行う。医療施設用クリンキーパー200 倍希釈液を用いる。

③　使用機器等の処理

患者が使用した器具（食器・吸引ビン・ポータブル便器など）及びリネン類（枕・布団・衣類など）、廃棄物（喀痰・尿・汚染ガーゼなど）については、甲が処理する。

④　作業時の留意事項

a モップは洗濯機で洗濯し、乾燥したものを用いること。

b バケツとモップ絞り器を用いて、まめにモップを洗浄すること。

c 洗浄消毒出来る掃除用具を使用すること。

d 清掃に当たっては、マスク・ゴム手袋・ゴーグル・キャップを着用し、室内用の上履きに履き替える。これらの着衣はディスポとする。

⑤　作業報告

乙は、除菌作業終了後、その都度、作業日時・作業場所・作業方法・作業実施者氏名、使用薬剤などを明記した報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

⑥　予定数量

契約期間中（34 ヶ月）の予定数量は、ベッド 1 台部屋 100 業務とする。ただし、これを保証するものではない。

なお、契約書頭書第５号の、ベッド１台部屋･ベッド２台部屋の室面積は概ね 14 ㎡程度の部屋、ベッド３台部屋・ブラインド２以上・特別室の室面積は概ね 27 ㎡以上を指す。

参考資料 9-10　植栽管理及び樹木剪定業務　仕様書

業務概要及び仕様書

業 務 名 称　　大阪府立成人病センターの植栽管理及び樹木剪定業務
業務履行場所　　大阪府立成人病センター（大阪市東成区中道一丁目３番３号）
契 約 期 間　　平成 23 年９月１日から平成 26 年８月 31 日まで

Ⅰ．業務概要

１．植栽管理	
Ａ地区　花苗植栽（植栽面積 100 ㎡）	３回／年
Ｂ地区　花苗植栽（植栽面積 50 ㎡）	３回／年
Ｄ地区　花苗植栽（ﾌﾟﾗﾝﾀｰ 14 基）	３回／年
２．樹木剪定	
Ａ地区　高木　18 本〔ｸｽﾉｷ､ｹﾔｷ等） 低木　1,540 本（寄植 140 ㎡､ﾋﾗﾄﾞﾂﾂｼﾞ､ｲﾇﾂｹﾞ等）	１回／年 １回／年
Ｂ地区　中木　7 本（ｸｽﾉｷ、ｻｻﾞﾝｶ） 低木　43 本（ｻｻﾞﾝｶ､ｼﾗｶｼ､ｱﾍﾞﾘｱ等）	１回／年 １回／年
Ｃ地区　高・中木　47 本（ｸｽﾉｷ　※うち 44 本が 10m超） 低木　120 本（ﾋﾗﾄﾞﾂﾂｼﾞ､ｶｲｽﾞｶ等） 生垣　13 m（ｱﾍﾞﾘｱ）	１回／３年 １回／年 １回／年
Ｅ地区　高・中木　21 本（ｸｽﾉｷ､ｶｼ　※5m未満）	１回／３年
３．観葉植物の取替え	
特大鉢（ＬＬ）	１ 鉢 ／ 月
大　鉢（Ｌ）	１９鉢／月
花プランター（W655×S240×H175）	８ 個 ／ 月

◎Ａ地区～Ｅ地区　別紙１図面参照　　(別紙１図は省略)
◎実施時期　　　　別紙２参照　　(別紙２は省略)

Ⅱ．業務仕様

１．総則

１）用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次による。

ア　「甲」とは、発注者である地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターをいう。

イ．「乙」とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターの植栽管理及び樹木剪定業務の受託者をいう。

2）適用範囲

この仕様書は、大阪府立成人病センターが委託する植栽管理及び樹木剪定業務に適用する。

3）義務

ア　乙は、業務履行にあたり仕様書等に疑義を生じた場合、あらかじめ甲の契約担当職員（以下「甲の職員」という。）に申し出て指示を受けなければならない。

イ　乙は、軽微な事項であって仕様書等に明記がないものであっても、当然必要と認められるものについては、適切に履行するものとする。

4）提出書類

乙は、甲の職員より業務に係わる書類提出の指示があった場合、必要部数を遅滞なく提出しなければならない。

5）実施計画

ア　乙は、契約締結後速やかに業務内容について甲の職員と協議を行い、年間作業計画書を作成し、これを甲に提出しなければならない。

イ　年間計画には、下記事項を記載するものとする。

（ア）　設計（業務）内容

（イ）　実施（施工）方法

（ウ）　工程表

（エ）　業務時に使用する農薬、肥料及び機種とその管理基準

（オ）　その他

ウ　本業務の実施にあたっては、造園技能士もしくは造園施工管理技能士２級以上の資格を有する現場業務責任者を置くこと。

6）業務の実施

ア　本業務の実施に際しては、乙は来院者及び通行人の交通を優先し、交通の妨げにならないように努めなければならない。

イ　甲の敷地内での火気の使用及び喫煙は厳禁とする。

ウ　乙は、作業中損傷を与える恐れのある構造物に対しては、適切な養生措置を講じなければならない。また、万一損傷を与えた場合は遅滞なくその状況を甲の職員に報告し、甲の職員の指示した場合を除き、直ちに必要な処置を講じなければならない。

エ　乙は、仕様書等に基づいて業務を実施するものであるが、対象とする植物の特性、地理的条件等を十分考慮し、天候等気象条件を踏まえたうえで、甲の職員の指示並びに自然条件にて偶発的な業務が発生した場合にも、十分対応できるよう努めなければならない。

オ　本業務の現場の安全管理は、現場業務責任者が責任者になり労働安全衛生法その他関係法令に従いこれを行うものとする。

7）写真等

ア　乙は、業務の履行にあたり、作業にかかわる出来、品質管理等を写真等に記録整理し、業務完了後に遅滞なく提出できるように備えておかなければならない。

イ　業務が複数回に及ぶ場合の写真は、日付、回数等を記入し、業務完了後にはＡ４版で製本し２部提出しなければならない。

２．植栽管理

１）地ならし及び土壌改良（３回／年）

花苗等の植え付けを行う前に、スコップ等で土壌を耕しゴミやレキ等を取り除き、土壌改良資材及び肥料を敷きならす。

ただし、土壌改良資材は年１回、毎年 11 月に施用するものとする。

２）花苗等の植え付け（３回／年）

ア　配列・配色、割り振りを記入した植栽計画図を作成し、甲の職員と協議のうえ承諾を受け、実施する。

なお、多年草で植え替えの必要がないものについては、整形し補正することを可とする。

イ　乙は、花苗の性質及び特徴に留意し、甲の施設の美化、アメニティの向上をはかるよう努めるとともに、常時花の状況を管理し、必要に応じて補植を行うものとする。

３）土壌改良資材及び肥料、植栽材料の負担

土壌改良資材及び肥料、植栽材料にかかる費用は乙の負担とし、項目、数量等については、別紙３のとおりする。(別紙３は省略)

４）病害虫駆除・補植

病害虫が発生する又は危険性がある場合は、甲の職員と協議し、散布薬剤の安全性を十分確保したうえで実施すること。また、通常の潅水や薬剤散布を行ったにもかかわらず、花苗等が枯れた場合は、乙の責任においてが補植等を行うこと。

※　潅水は、自動潅水装置を設置しているので季節に応じた調整を行うこと。

５）発生材等の処理

発生材等の処理、後片付け・清掃等は、乙の責任で行う。

６）電気・水道

業務に使用する電気・水道等については、甲の負担とする。

７）施工の対象

ア　Ａ地区

駐車場棟横の高木・低木植栽の園庭の外周（植栽面積 100 ㎡）及び中央部のプランター（W950×S350×H40）８基

イ　Ｂ地区

本館（集検棟）北側の園庭（ハートフルガーデン）及び中央大通り沿い歩道に面した植栽（植栽面積 50 ㎡）

※　年２回の花苗の植え付けに際しては、花と緑のボランティア（東成区花と緑のまちづくり推進委員会）が協力されるので、園芸指導を含めた作業がともなう。

ウ　Ｄ地区

病院正面玄関前　プランター14 基

うち、W4600×S600×H600 のサイズが６基、W2700×S600×H600 のサイズが７基、W2100×S600×H600 のサイズが１基

３．樹木管理

１）剪定・刈り込み

ア　乙は、剪定・刈り込みを行うにあたり、対象樹木の美観・生育の促進・地理的条件に配慮したうえで業務を行わなければならない。

イ　切り込みは全体の樹形を整え、形状の美観を保つことを目的とし、作業にあたっては、花芽を切り取らないよう注意すること。

ウ　剪定・刈り込みの際には、切除した枝等で来院者及び通行人に危険のないよう柵等で囲むなどの安全措置を行うこと。

２）病害虫駆除

病害虫が発生する又は危険性がある場合は、甲の職員と協議し、散布薬　　　剤の安全性を十分確保したうえで実施すること。

３）発生材等の処理

発生材等の処理、後片付け・清掃等は、乙の責任で行う。

４）電気・水道

業務に使用する電気・水道等については、甲の負担とする。

５）施工の対象

ア　Ａ地区

駐車場棟横の高木・低木植栽（１回／年）

イ　Ｂ地区

本館（集検棟）北側の中央大通り沿い歩道に面した植栽（１回／年）

ウ　Ｃ地区

敷地東側のクスノキ等の高木・低木植栽（１回／３年）

エ　Ｅ地区

敷地南側のクスノキ等の高木（１回／３年）

４．清掃・除草

１）除草

除草は、花苗等の植栽・樹木剪定作業の際に併せて実施するものとする。

２）清掃

除草作業、剪定作業等を行った後の清掃は、乙が責任をもって行うものものとする。

３）除草クズ、剪定クズの処分

除草クズ、剪定クズは、適法な処分方法で処理すること。これにかかる費用は乙の負担とする。

５．観葉植物の取替え

１）観葉植物の配置場所と数量

乙は、甲の指定する場所に、原則して毎月５日から 10 日までの間に、観葉植物等取替え、配置するものとする。

配置場所			種類	数量
本館	1階	玄関（集団検診棟）	大鉢	1
	〃	本館中央自動販売機横休憩所	大鉢	1
	4階	リハビリテーション室	大鉢	1
病院棟	1階	正面玄関　外側	特大鉢	1
	〃	〃	花プランター	6
	〃	正面玄関　内側	大鉢	1
	〃	〃	花プランター	2
	〃	内科初診待合	大鉢	1
	〃	内科再診待合	〃	1
	〃	MR棟待合	〃	1
	2階	泌尿器科待合	〃	1
	〃	放射線診断科待合	〃	1
	〃	CT室待合	〃	1
	3階	手術室家族控室	〃	1
	5階	エレベーターホール	〃	1
	6階	会議室	〃	1
	6階	エレベーターホール	〃	1
	7階	〃	〃	1
	9階	〃	〃	1
	10階	〃	〃	1
	11階	〃	〃	1
	12階	〃	〃	1

２）甲の検査

乙は、毎月、常に新鮮な観葉植物を供給するものとし、取替え毎に甲の検査を受け、不良と認められるものがあった場合は、甲の職員の指示により優良品と取り替えなければならない。

参考資料 9-11　コンビニエンスストアの主な医療関係の取扱商品

介護関係

平オムツ	
ポラミー　紙オムツ　フリーカットタイプ	LL-ﾛﾝｸﾞ 30×72cm (1袋30枚)
積層平オムツ	30×72cm (1袋3枚)

テープ止めオムツ	
ライフリー横モレ安心テープ　Sサイズ	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 56～90cm (1袋22枚)
ライフリー横モレ安心テープ　Mサイズ	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 70～115cm (1袋12枚)
ライフリー横モレ安心テープ　Lサイズ	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 81～128cm (1袋10枚)
ポラミーテープ　M	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 60～100cm (1袋1枚)
ポラミーテープ　L	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 80～125cm (1袋1枚)

はけるパンツ	
ポラミーはけるパンツ　M-L	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 60～90cm (1袋2枚)
ポラミーはけるパンツ　L-LL	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 80～130cm (1袋2枚)
ライフリーリハビリパンツ　Mサイズ	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 60～85cm (1袋16枚)
ライフリーリハビリパンツ　Lサイズ	ｳｴｽﾄかﾋｯﾌﾟｻｲｽﾞ 75～130cm (1袋14枚)

尿とりﾊﾟｯﾄﾞ	
ポラミー尿取りﾊﾟｯﾄﾞ　男	幅21cm×長さ36cm (1袋2枚)
ポラミー尿取りﾊﾟｯﾄﾞ　女	幅21cm×長さ49cm (1袋2枚)
ライフリー尿とりﾊﾟｯﾄﾞ　男性用	幅20cm×長さ38cm (1袋45枚)
ライフリー尿とりﾊﾟｯﾄﾞ　女性用	幅21cm×長さ49cm (1袋45枚)
ライフリーズレずに安心紙パンツ用尿とりﾊﾟｯﾄﾞ	幅16cm×長さ45.5cm (1袋36枚)
ライフリーさわやかﾊﾟｯﾄﾞ　少量用 (20cc)	ﾅﾌﾟｷﾝ型尿ｹｱﾊﾟｯﾄﾞ19cm (1個32枚)
ライフリーさわやかﾊﾟｯﾄﾞ　安心の中量用 (80cc)	ﾅﾌﾟｷﾝ型尿ｹｱﾊﾟｯﾄﾞ23cm (1個20枚)
アテント　テークケアSケア軟便安心ﾊﾟｯﾄﾞ	幅3Ocm×長さ56cm (1袋2枚)

透明尿器	
塩ビ透明尿器　男性用	男性用 ﾌﾞﾗｼ付　1100mL
塩ビ透明尿器　女性用	女性用 ﾌﾞﾗｼ付　1100mL

介護関係

おしりふき	
ライフリーさらさらからだふき	40cm×30cm (1個70枚)
ハビナース トイレに流せるパッとおしりふき	187×200mm (1個70枚)

保護用品	
サニーナ 90mL	90mL
ソフティ薬用洗浄料 250mL	250mL
ソフティ保護オイル 90mL	90mL

衛生用品	
エリエール除菌できるアルコールタオルｳｨﾙｽ除去用 ﾎﾞﾄﾙｹｰｽ	140×200mm(1個80枚)
エリエール除菌できるアルコールタオルｳｨﾙｽ除去用 詰替用	140×200mm(1個70枚)
キュアコットン 清浄綿20	高圧蒸気滅菌処理(1箱20包)
サニコットパウチ ｴﾀﾉｰﾙ70%配合	(1箱60袋)医薬部外品

ハビナースリンスインドライシャンプー200mL 泡ﾀｲﾌﾟ	200mL 泡ﾀｲﾌﾟ

どんな場所でも消臭スプレー	容量220ml

滅菌綿棒 EB ＃104	#104 産科用(1袋1本)
ジョンソン綿棒	84×13×91mm (1箱50本)

防ぎマスク	1箱10枚入

入院関係

ガーゼ寝巻き	
ガーゼ寝巻き　男　S	身長約160-165cm位　身丈135cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　男　M	身長約165-170cm位　身丈140cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　男　L	身長約170-175cm位　身丈145cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　男　LL	身長約175-180cm位　身丈150cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　男　LO	身長約170-175cm位　身丈145cm　身幅158cm
ガーゼ寝巻き　女　S	身長約150-155cm位　身丈125cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　女　M	身長約155-160cm位　身丈130cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　女　L	身長約160-165cm位　身丈135cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　女　LL	身長約165-170cm位　身丈140cm　身幅146cm
ガーゼ寝巻き　女　LO	身長約160-165cm位　身丈135cm　身幅158cm

パジャマ	
パジャマ　長袖　男　S	（胸囲）80cm-88cm　（身長）155cm-165cm
パジャマ　長袖　男　M	（胸囲）88cm-96cm　（身長）165cm-175cm
パジャマ　長袖　男　L	（胸囲）96cm-104cm　（身長）175cm-185cm
パジャマ　長袖　男　LL	（胸囲）104cm-112cm　（身長）175cm-185cm
パジャマ　長袖　女　S	（ﾊﾞｽﾄ）72cm-80cm
パジャマ　長袖　女　M	（ﾊﾞｽﾄ）79cm-87cm
パジャマ　長袖　女　L	（ﾊﾞｽﾄ）86cm-94cm
パジャマ　長袖　女　LL	（ﾊﾞｽﾄ）93cm-101cm

肌着	
ソフラ肌着　ライト　七分袖　S　男女共用	男性（胸囲）80cm-88cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）79cm-87cm
ソフラ肌着　ライト　七分袖　M　男女共用	男性（胸囲）88cm-96cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）86cm-94cm
ソフラ肌着　ライト　七分袖　L　男女共用	男性（胸囲）96cm-104cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）93cm-101cm
ソフラ肌着　ライト　七分袖　LL　男女共用	男性（胸囲）104cm-112cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）101cm-109cm
ソフラ肌着　ライト　半袖　S　男女共用	男性（胸囲）80cm-88cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）79cm-87cm
ソフラ肌着　ライト　半袖　M　男女共用	男性（胸囲）88cm-96cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）86cm-94cm
ソフラ肌着　ライト　半袖　L　男女共用	男性（胸囲）96cm-104cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）93cm-101cm
ソフラ肌着　ライト　半袖　LL　男女共用	男性（胸囲）104cm-112cm 女性（ﾊﾞｽﾄ）101cm-109cm

下履き	
転倒予防シューズつま先付　S　22-23cm	22-23cm
転倒予防シューズつま先付　M　23-24cm	23-24cm
転倒予防シューズつま先付　L　24-25.5cm	24-25.5cm
転倒予防シューズつま先付　LL　25.5-27cm	25.5-27cm
スリッパ	1足

入院関係

介護用品	
ポラミー食事用エプロン ﾌﾞﾙｰ	撥水加工済 ﾛﾝｸﾞ･ﾜｲﾄﾞｻｲｽﾞ 約80cm×118cm
ポラミー食事用エプロン ﾋﾟﾝｸ	撥水加工済 ﾛﾝｸﾞ･ﾜｲﾄﾞｻｲｽﾞ 約80cm×118cm

ペアライフ（箸・スプン入）	ﾍﾞｰｼﾞｭ
プッシュペア箸ｹｰｽ付 19.5cm	箸ｹｰｽ付 19.5cm

フタ付クリーミーコップ	300mL φ 83×85mm
クリーンストロー（目盛入）	230mL φ 76×115m
ポリ薬呑器	ｷｬｯﾌﾟ/ﾌﾞﾗｼ付 150mL

ポケチュー ﾋﾟﾝｸ	ペットボトル用ストロー
ポケチュー 青色	ペットボトル用ストロー

小物	
ゴム紐	1.5m1袋
洗濯ネット	60cm×60cm
洗濯バサミ	5個
S字フック	2個
ハンガー	1本

口腔関係

ハブラシ･歯間ブラシ	
サムフレンド 20 ふつう ハブラシ	20 9.0mm ふつう 8ﾐﾙ （ｻﾝﾃﾞﾝﾀﾙ）
サムフレンド 21 ふつうハブラシ	21 9.5mm ふつう 8ﾐﾙ （ｻﾝﾃﾞﾝﾀﾙ）
サムフレンド 22 やわらかめハブラシ	22 9.5mm やわらかめ 6ﾐﾙ （ｻﾝﾃﾞﾝﾀﾙ）
サムフレンド 30 やわらかめハブラシ	30 7mm やわらかめ 5ﾐﾙ (ｻﾝﾃﾞﾝﾀﾙ)
EX歯間ブラシ（院内指導用）SSSﾀｲﾌﾟ ﾋﾟﾝｸ	SSSﾀｲﾌﾟ ﾋﾟﾝｸ（1袋1本）
EX歯間ブラシ（院内指導用）SSﾀｲﾌﾟ 白	SSﾀｲﾌﾟ 白 （1袋1本）
EX歯間ブラシ（院内指導用）Sﾀｲﾌﾟ 黄色	Sﾀｲﾌﾟ 黄色 （1袋1本）
DENT e－floss	1箱12個入

バトラー 口腔ケア用 スポンジブラシ	1袋5本入

歯みがき剤･洗口液	
バイオエクストラ マイルドペースト（歯みがき剤）	67g (医薬部外品)
マウスウォッシュ240mL	240mL
ポリデント 入れ歯洗浄剤	2.8g×32錠

入れ歯安定剤	
ミズグリップ	水性入れ歯安定剤 75g

口内保湿･湿潤ジェル･うるおいスプレー	
バイオエクストラ アクアマウスジェル（口腔用ジェル）	50g (医薬部外品)
オーラルバランス（口腔用ジェル）	42g (医薬部外品)
ウェットケアﾚﾓﾝ味 50mL	ﾚﾓﾝ味 50mL

医療関係

サージカルテープ	
マイクロポア　サージカルテープ　（不織布　白）	12.5mm×9.1m（1箱24巻入）
マイクロポア　サージカルテープ　（不織布　白）	25.0mm×9.1m（1箱12巻入）
マイクロポア　スキントーンサージカルテープ　（不織布　茶）	12.5mm×9.1m（1箱24巻入）
マイクロポア　スキントーンサージカルテープ　（不織布　茶）	25.0mm×9.1m（1箱12巻入）
トランスポア　サージカルテープ　（プラスチック）	25.0mm×9.1m（1箱12巻入）
優肌絆　（不織布　肌）	25mm×7m（1箱12巻入）

創傷用粘着ドレッシング	
シルキーポアドレッシング　2号　通気性	5×7.5cm（1袋5枚）
シルキーポアドレッシング　3号　通気性	6×10cm（1袋5枚）
デルマポアドレッシング　2号　防水性	5×7.5cm（1袋5枚）
デルマポアドレッシング　3号　防水性	6×10cm（1袋5枚）

透湿・防水性サージカルフィルム	
マルチフィックス　2号	6×7cm（1袋5枚）

カテリープFSロール	100mm×10m　1箱1巻入　未滅菌

シカケア（シリコンジェルシート）	皮膚ﾊﾞﾘｱ粘着ﾌﾟﾚｰﾄ 66250704 12×6cm 1箱1枚入

包帯	
ゲット包帯　弾力ホータイ	7.5cm×4.5m（1袋1巻）
アップタイ　弾性ホータイ	10cm×9m（1袋1巻）
メッシュポア　No. 50　粘着包帯	不織布粘着包帯　50mm×10m（6巻入）1袋1巻

滅菌ガーゼ	
滅菌ケーパイン　ガーゼ　S	5×5cm（1袋1枚）1箱12枚入
滅菌ケーパイン　ガーゼ　M	7.5×7.5cm（1袋1枚）1箱10枚入
滅菌ケーパイン　ガーゼ　L	7.5×10cm（1袋1枚）1箱8枚入
滅菌ネオガーゼYカット	7.5×7.5cm　8ply（1袋1枚）1箱20枚入

ガーゼハンカチ	（1袋1枚）

コットンボール	（1袋 10g）約φ 10mm　ﾋﾟﾝｾｯﾄ付

白十字眼帯　＃20（＃200）	眼帯 1個　ﾊﾟｯﾄﾞ1枚　ｱｲ浄綿2包

皮膚保護用

3M皮膚用ﾘﾑｰﾊﾞｰ　非ｱﾙｺｰﾙ性（低刺激ﾀｲﾌﾟ）	剥離剤　30ml　1箱1本
リモイスコート	皮膚保湿・清浄スプレー　30ml　1箱1本

術前術後関係

術後用品	
三角巾　M	95×95×135cm(1袋1枚)

ソフラビレイ　XL	幅30cm　胴回り105-120cm 切込入(1袋1枚)
ソフラビレイ　フリー	幅30cm　胴回り60-105cm 切込入 合わせなし(1袋1枚
手術用腹帯　M	30×125cm(1袋1枚)
手術用腹帯　L	30×140cm(1袋1枚)

T字帯　M	約33cm×約90cm　紐約120cm (1袋1枚)
T字帯　L	約33cm×約90cm　紐約120cm(1袋1枚)
ワンタッチT字帯　フリー	胴回り65cm～105cm(1袋1枚)
ワンタッチT字帯　XL	胴回り100cm～120cm(1袋1枚)
アメジストT字帯	No.250 25cm×90cm (1袋1枚)

バストバンド・エース　LL	胸囲 113-133cm
バストバンド・エース　L	胸囲 95-115cm
バストバンド・エース　M	胸囲 77-97cm

片胸帯　LL　ｱｲﾎﾞﾘｰ	胸囲 85-110cm(1袋1枚)
片胸帯　L　ｱｲﾎﾞﾘｰ	胸囲 70-90cm (1袋1枚)
片胸帯　M　ｱｲﾎﾞﾘｰ	胸囲 60-70cm (1袋1枚)

アンシルク・プロJ　LL ﾊｲｿｯｸｽ　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング)	足首 23-27　ふくらはぎ周囲 40-46 (1箱 両足) 17421
アンシルク・プロJ　L ﾊｲｿｯｸｽ　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング)	足首 21-25　ふくらはぎ周囲 36-42 (1箱 両足)17422
アンシルク・プロJ　M ﾊｲｿｯｸｽ　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング)	足首 19-23　ふくらはぎ周囲 32-38 (1箱 両足) 17423
アンシルク・プロJ　S ﾊｲｿｯｸｽ　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング)	足首 17-21　ふくらはぎ周囲 28-34 (1箱 両足) 17424
アンシルク・プロJ　SS ﾊｲｿｯｸｽ　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング)	足首 15-19　ふくらはぎ周囲 24-30 (1箱 両足)17425

検査食栄養補給

大腸検査食	
インテスクリア	大腸検査食
エニマクリン	大腸検査食

嚥下補助食品	
トロメリン　Hi	4g×50本

補給用ブドウ糖	
グルコレスキュー	瞬間補給ブドウ糖ゼリー　25g×1箱5包

栄養食品・経口補水液	
ファインケア　バナナ味	栄養補給飲料　125ml×12個
ファインケア　紅茶味	栄養補給飲料　125ml×12個
ファインケア　黒ごま味	栄養補給飲料　125ml×12個
メイバランスMini　コーヒー味	総合栄養食品　125ml×24個
メイバランスMini　キャラメル味	総合栄養食品　125ml×24個
メイバランスMini　ヨーグルト味	総合栄養食品　125ml×24個
メイバランスMini　ストロベリー味	総合栄養食品　125ml×24個
メイバランスMini　バナナ味	総合栄養食品　125ml×24個
OS-1　500ml	経口補水液
OS-1　200ml	経口補水液
OS-1　ｾﾞﾘｰ　200g	経口補水液

予約販売

予約販売	
フィックストン　No. ８ 接着スプリント	435929 No.8 8×200×150mm（ 1袋1枚）
アンシルク･プロJ　LL ストッキング　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング）	足首 23-27　ふくらはぎ周囲 40-46 (1箱 両足) 17421
アンシルク･プロJ　L　ストッキング　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング）	足首 21-25　ふくらはぎ周囲 36-42 (1箱 両足)17422
アンシルク･プロJ　M　ストッキング　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング）	足首 19-23　ふくらはぎ周囲 32-38 (1箱 両足) 17423
アンシルク･プロJ　S　ストッキング　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング）	足首 17-21　ふくらはぎ周囲 28-34 (1箱 両足) 17424
アンシルク･プロJ　SS　ストッキング　ﾎﾜｲﾄ(弾性ストッキング）	足首 15-19　ふくらはぎ周囲 24-30 (1箱 両足)17425
優肌パーミロール	H24R05 5cm×10m ｾﾊﾟﾚｰﾀｰｽﾘｯﾄ入（1箱1個）
JMS経口用イルリガートル	JF-KA100CQ 1000mL DEHPﾌﾘｰ ﾀｲﾌﾟA ｱﾀﾞﾌﾟﾀ付（ 1袋1個
コンビーン　セキュアーレッグバッグ 尿路蓄尿袋	750mL ﾁｭｰﾌﾞ50cm 1箱5枚入
テルモシリンジ　50mL　カテーテルチップ	SS-50CZ 50mL ｶﾃｰﾃﾙﾁｯﾌﾟ 1袋5本入
リモイスクレンズ･レギュラー	皮膚保湿･清浄クリーム　180g　1箱1本
セキューラDC	皮膚保湿クリーム　114g　1箱1本
コロプラスト　パウダー	粉状皮膚保護剤　25g　1箱1本